



Corporate Guide 2019





誰のために
何のために



働くあなたのためには

独立行政法人労働者健康安全機構は、「独立行政法人労働者健康安全機構法(平成14年12月13日法律第171号)」に基づいて設立された、厚生労働省所管の独立行政法人です。当機構は、勤労者医療の推進、労働安全衛生分野の調査・研究、産業保健活動の支援、働く人々の福祉事業を通じて、労働者の健康と安全の確保、福祉の増進に寄与しています。

CONTENTS

MISSION	04
労働者健康安全機構の理念・行動指針	05
理事長挨拶	06
組織	07
「労働者健康安全機構」の沿革	09
勤労者の健康を守るために	10
治療と就労の両立のために	16
劳災疾病に係る高度・専門的医療や モデル医療の研究・開発、普及のために	19
労働災害や職業性疾病を防止するために	20
職業がんから勤労者を守るために	22
健康で安心して働く職場づくりを支援するために	23
働く人々の安心と福祉の向上のために	27
被災労働者や遺族に対する援護事業	28
施設一覧	29

MISSION

労働者健康安全機構は、過労死関連疾患、アスベスト、メンタルヘルス、脊髄損傷、産業中毒など、勤労者の職業生活を脅かす疾病や事業場における災害に関して、働く人の視点に立って被災労働者などが早期に職場復帰し、疾病的治療と職業生活の両立が可能となるような支援を推進し、職業性疾病について臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査・研究、その成果の普及を行うことにより労働者の健康及び安全の確保を図るほか、未払賃金の立替払事業などを行い、もって労働者の福祉の増進に寄与しています。

このため、機構では、労災病院、治療就労両立支援センター、医療リハビリテーションセンター、せき損センター、産業保健総合支援センター、労働安全衛生総合研究所、日本バイオアッセイ研究センターなどの運営を行うことにより、

- ①労災疾病等に関する予防から診断、治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供、治療と就労の両立支援、労災疾病研究とモデル予防法・モデル医療技術の開発・普及
- ②労働現場における負傷、疾病等の災害の防止を図るための高度な専門的知見に基づく災害原因の調査と再発防止策の提言等
- ③化学物質等の有害性調査
- ④産業保健関係者（職域関係者）に対しての研修等を通じた知見の普及
- ⑤企業倒産に伴い賃金未払のまま退職した労働者に対する未払賃金の立替払等の事業を行っています。

「病人のそばにいるときには、病人に具合はどうか、原因は何か、いつからか、通じはどうか、どんな食物を食べているか、を聞かなければならない」とヒポクラテスはその『疾病論』という本の中で述べているが、この質問にもう一つ、すなわち「職業は何か」という質問を私は付け加えたい。それは主な原因と関係があるのでないが、庶民を治療する医師にとって、適切であるというよりも必要な質問であると、私は考えている。

ラマツツイーニ著『働く人々の病気』1700年



労働者健康安全機構の理念・行動指針

（） 理念

「勤労者医療の充実」「勤労者の安全向上」「産業保健の強化」

我が国の産業・経済の礎（いしづえ）を維持、発展させるとともに、
勤労者一人ひとりの人生を支える大きな役割を担っています。

（） 行動指針

- (1) 一般医療を基盤とした勤労者医療を常に先取りし、実践していきます
- (2) 健康で安全な職場を構築する研究などを進めます
- (3) 全ての勤労者の健康維持と安全向上に貢献します
- (4) 高い倫理観と社会規範のもとに行動します
- (5) 機構（労災病院群、労働安全衛生総合研究所、日本バイオアッセイ研究センター、産業保健総合支援センターなど）内の連携や協働を進めます
- (6) 経営基盤の安定を図ります

理事長 挨拶

私たち独立行政法人労働者健康安全機構は厚生労働省所管の法人で、働く人々の健康を守り、病気を治療し、職場復帰を推進するための活動や研究を行っています。

また、職業性疾病について臨床で得られた知見を活かし、疾病の治療と職業生活の両立が可能となるような支援を推進しています。その他、職場の安全と衛生を保ち、その向上を推進していくための産業保健活動を通じて、産業医をはじめとする地域の産業保健関係者への支援サービスの向上を図り、結果として職場で働く人々の健康を守ることに貢献しています。

全国に配置されている労災病院、治療就労両立支援センター、産業保健総合支援センターなどが、これらの活動の拠点となっています。

さらに労働災害にまつわる調査研究を行う労働安全衛生総合研究所と、労働現場で使用される化学物質の有害性について調査を行う日本バイオアッセイ研究センターが理学・工学・化学等の様々な観点から、働く人々の健康・安全の確保に努めています。また、労災看護専門学校では、将来の勤労者医療に貢献できる看護の人材育成を目指しております。

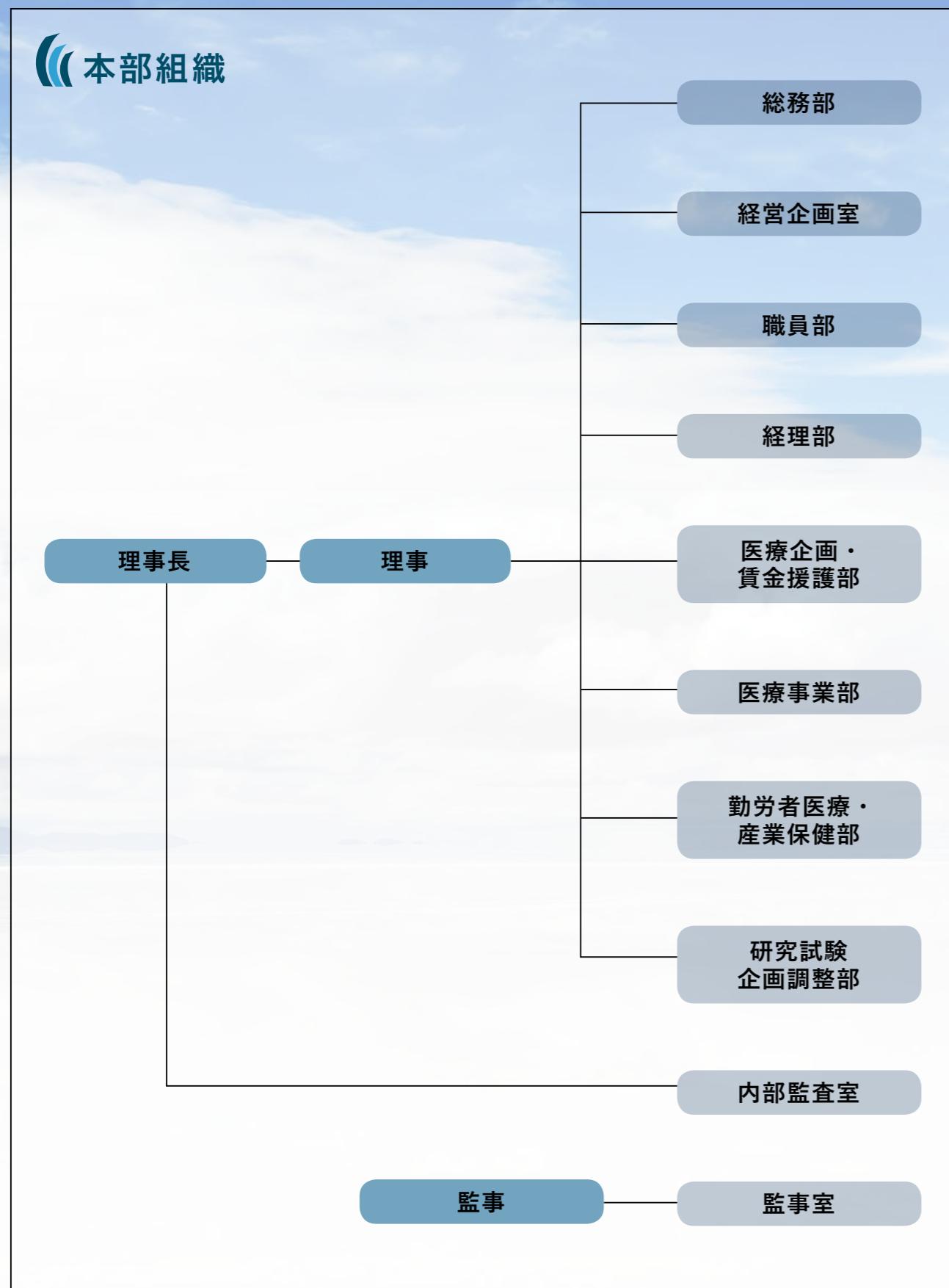
以上の活動を通して、私たちは働き方改革の先頭に立ち、多方面に渡る事業を展開し、すべての働く人々の支えとなるよう、日々精進してまいります。

独立行政法人
労働者健康安全機構

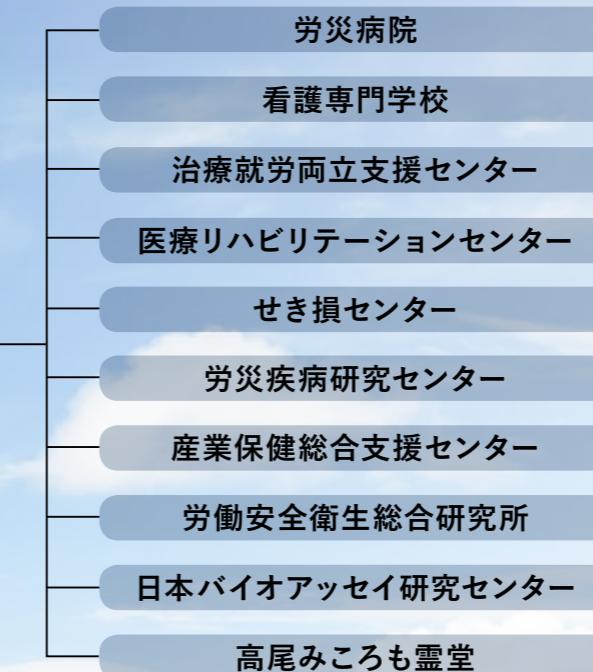
理事長 有賀 徹



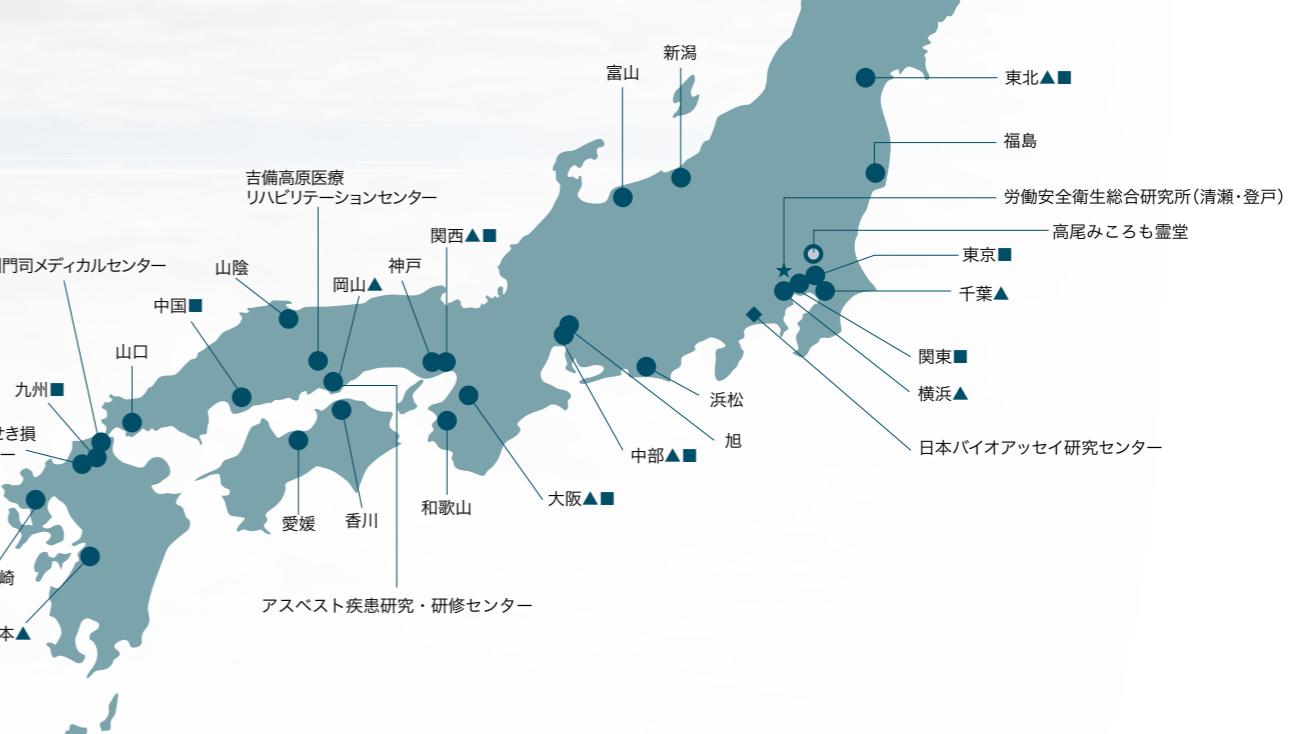
ORGANIZATION CHART



全国組織



- 労災病院 (医リハ、せき損を含む)
 - 看護専門学校
 - 治療就労両立支援センター
 - 労働安全衛生総合研究所
 - 日本バイオアッセイ研究センター
- ※産業保健総合支援センターは各都道府県に設置しています。



「労働者健康安全機構」の沿革

「独立行政法人労働者健康安全機構」は、

勤労者医療を推進し働く人々の健康の保持と職場復帰支援を行う「労働者健康福祉機構」、労働環境の安全と健康を確保するための研究を行う「労働安全衛生総合研究所」、労働現場で使用される化学物質の有害性調査を行う「日本バイオアッセイ研究センター」が統合し、平成28年4月に誕生した組織です。

これまで3つの法人が行ってきた業務を着実に継承し、研究成果等を共有することにより統合による相乗効果を最大限発揮させることにより、これからも国の根幹を支えるすべての働く方々の未来のため、健康と安全の確保に寄与してまいります。

旧労働安全衛生総合研究所の主な政策目的	旧労働者健康福祉機構の主な政策目的	日本バイオアッセイ研究センター事業
労働災害の防止、労働者の健康増進・職業性疾病に関する総合的な調査・研究等を通じた、労働安全衛生施策の基礎となる科学的知見等の提供	適切な医療の提供等を通じた、労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び健康の保持・増進、治療と就労の両立支援	化学物質の有害性(発がん性)調査

労働者健康安全機構

労災病院

- ・労災疾病等の研究開発の実施
- ・勤労者医療の中核的機関等としての役割の推進

医療リハビリテーションセンター せき損センター

- ・被災労働者の職業・社会復帰の促進等

治療就労両立支援センター

- ・治療と就労の両立支援の推進
- ・予防法・指導法の開発の推進

協 動 研 究

機構内の複数の施設が協働して行う研究

- 過労死等の防止に関する研究
- 脊髄損傷等の予防及び生活支援策に関する研究
- 化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究

など、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の

促進に結び付く研究課題・テーマを設定

労働安全衛生総合研究所

- ・労働者の健康・安全に係る重点的な研究の実施
- ・労働災害の原因調査の実施

日本バイオアッセイ研究センター

- ・化学物質等の有害性調査の実施

産業保健総合支援センター

- ・産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供
- ・地域窓口(地域産業保健センター)を運営

勤労者の健康を守るために

一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供

労災病院では、勤労者医療の理念のもとで、医師をはじめ、看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士など、各専門分野の最新の知識と経験を結集し、次の取組を行っています。

高度・専門的医療の提供

長年にわたる職業病や作業関連疾患の臨床経験をもとに、勤労者呼吸器病センター(じん肺)、振動障害センター(振動障害)、勤労者脊椎・腰椎センター(腰痛)、産業中毒センター(産業中毒)、勤労者メンタルヘルスセンター(メンタルヘルス)、働く女性メディカルセンターなど、勤労者医療の各分野について専門センターを併設して、高度・専門的医療を提供しています。

充実した医療機器による的確な診断と治療

早期かつ適切な診断・治療を目指して、高度医療機器を駆使し、最高水準の医療を提供しています。

また、この機能を活用して労働安全衛生法に基づく一般健康診断、特殊健康診断の他、特定健診・特定保健指導等を行い、職場における勤労者の健康確保を支援しています。



手術支援ロボット「ダ・ヴィンチ」



リニアック（放射線治療装置）

救命・救急医療活動

労働災害等の緊急治療に対応するための救命・救急医療は、医療の原点であり、労災病院においても積極的に取り組んでいます。

また、災害援護活動に関する自治体との協定の締結、災害拠点病院※の指定など、災害時の医療体制の整備を進めています。

※緊急事態に24時間対応し、災害発生時に被災地内の重症の傷病者を受け入れ、また、搬送し、医師団を派遣するなど、地域の医療活動の中心となる機能を備えた病院であり、平成31年4月現在13の労災病院が指定を受けています。



災害医療訓練

アスベスト疾患センター

アスベスト関連疾患の相談・健診、診断・治療及び症例の収集を行うため、全国24の労災病院にアスベスト疾患センターを設置しています。24センターのうち、全国7ブロックの拠点となる7センターをブロックセンターと位置づけ、ブロックセンターでは、労災指定医療機関をはじめとする他の医療機関の支援を行っています。

アスベスト疾患センター設置病院

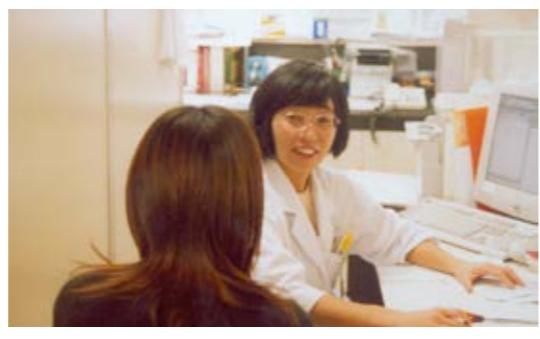
北海道中央労災病院*	関東労災病院	中部労災病院	山陰労災病院	愛媛労災病院
釧路労災病院	横浜労災病院*	旭労災病院*	岡山労災病院*	九州労災病院
東北労災病院*	新潟労災病院	関西労災病院	中国労災病院	長崎労災病院*
千葉労災病院	富山労災病院	神戸労災病院*	山口労災病院	熊本労災病院
東京労災病院	浜松労災病院	和歌山労災病院	香川労災病院	

※は、ブロックセンター（7病院）

勤労者を支えるメディカルスタッフ

説明と同意（インフォームド・コンセント）を基本に、診療予定表（クリニカルパス）による医療の標準化を進めるとともに、個々の患者にあわせた診療計画をたてて、患者とともに退院までのゴールを目指します。

また、職場復帰後の再発防止や障害にあわせた勤務形態などをアドバイスするために、医療チームは産業医や産業保健師との連携を図っています。



職業復帰のリハビリテーション

労災病院は、戦後もない頃から、労働災害などにあわれた方々が1日も早く労働能力を回復することを目的に、リハビリテーションを我が国に先駆的に導入したという実績を有しています。

障害を持つ方が日常生活の動作ができるようになれば、社会（家庭）復帰はできます。しかし、職場復帰するためには、職場までの移動手段の確保と多彩な職場環境に応じて、障害を前提として個別性のある業務ができるようになるまでのリハ訓練が欠かせません。

職場復帰のためのリハビリテーションは、医療機関のほかに職場の関係者や産業医など多くの人々との連携の上に成り立っています。

労災指定医療機関、産業医等に対する勤労者医療の地域支援機能

近隣の労災指定医療機関や産業医等に対する勤労者医療の地域支援のための窓口として、各労災病院に地域医療連携室を設置しています。

労災疾病等に関する情報提供

症例検討会や講習会等を開催して、さまざまな労災疾病等に関する症例についての情報を提供しています。

病病・病診連携

病病・病診連携 ※を通じて、労災指定医療機関等で対応が困難な被災労働者等の受け入れを行っています。

※病院と病院、病院と診療所間で医療機関の機能に応じた医療を提供するための連携

産業医の活動

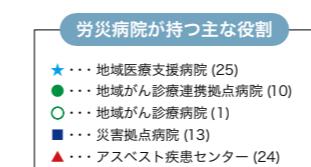
労災病院の医師の約2割は認定産業医の資格を有しており、職場での作業や環境との関連に配慮した産業保健活動を進めています。

病床、医療機器等の開放

労災指定医療機関等の医師等に対し、労災病院の病床、医療機器等の開放を行っています。

地域医療支援の推進

労災病院においては、地域における勤労者医療を推進するため、地域医療支援病院や地域がん診療連携拠点病院の指定を受けるとともに、労災指定医療機関等との連携を推進します。



平成31年4月1日現在



九州労災病院



病院連携懇談会を開催

行政機関等への貢献

労災保険給付に係る業務上外又は治ゆの認定、障害（補償）給付に係る障害等級の決定等における医学的判断に係る協力や、労災認定基準の策定に寄与しています。

また、石綿（アスペスト）健診や相談対応に取り組みつつ、「石綿関連疾患診断技術研修」や「石綿確定診断等事業」などの国からの委託事業を実施するなど、行政のニーズに対応し、全国の指導的立場を担っています。

勤労者医療に貢献する看護師の育成

労災看護専門学校

労災看護専門学校は、看護師として必要な知識と技術を習得し、働く人々の健康を守るために予防から治療、リハビリテーション、職場復帰（職業と治療の両立）に至る勤労者医療に貢献できる看護の実践者として、生涯成長し続ける看護師を養成することを目的に、全国9か所に設置されています。

労災看護専門学校では、労災病院を中心に多種多様な施設において、臨地実習を行っています。



看護専門学校学内実習

職場復帰をめざして

吉備高原医療リハビリテーションセンター

吉備高原医療リハビリテーションセンターでは、被災労働者などに高度な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行い、さらに隣接する国立吉備高原職業リハビリテーションセンター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営、以下「職業リハセンター」という）との連携のもとに、早期社会復帰を図っています。

①リハビリテーションが必要になったもとの病気やけが（機能障害のレベル）、②現在までの経過と現在の状況（能力低下のレベル）、③これまでの生活様式・職業・家庭の状況（社会的不利のレベル）などを総合的に判断してゴールを決め、治療のプログラムを作り、リハビリテーション医療を進めています。リハビリテーション科の医師を中心として、看護師、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、医療ソーシャルワーカー（MSW）、リハビリテーションエンジニアなどのリハビリテーションスタッフがチームで対応します。

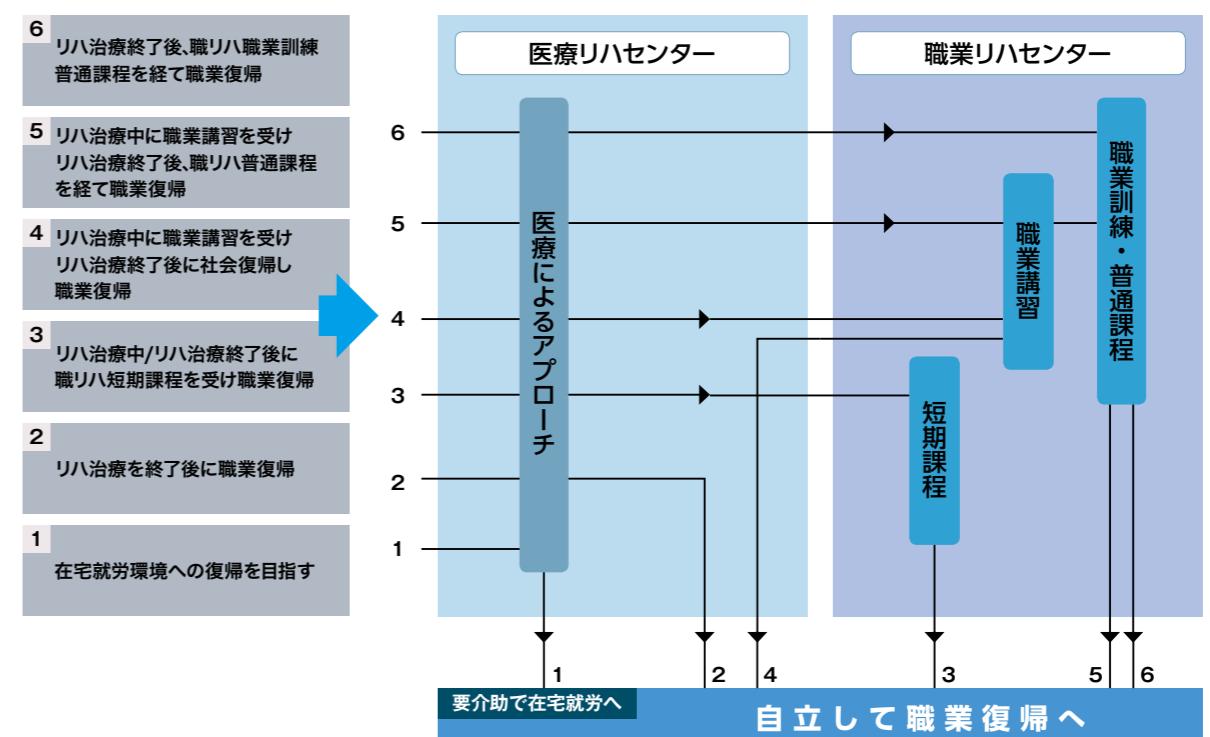


3DCGによる在宅就労支援環境の提案（アニメーションで表示します）

早期職場・自宅復帰へのアプローチ

当センターでは、独自のリハビリテーション医療による早期の職場・自宅復帰へのアプローチと同時に、職業リハセンターと連携し職業リハビリテーションを平行して実施することで早期の職場・自宅復帰を目指すという、わが国で初めての試みも行ってきました。早期の職場・自宅復帰への道筋は以下のよう�습니다。

職業リハセンターとの連携を含めた職業復帰へのアプローチ



総合せき損センター

総合せき損センターは、脊髄損傷の急性期から、リハビリ、社会復帰に至る一貫した治療を行う、日本で有数の専門医療施設です。早期治療、早期リハビリテーションを基本とし、積極的にリハビリテーションを行っています。また、診療圏が西日本一円と広いため緊急患者搬送のためのヘリポートも併設されています。

昭和54年の開院以来、急患脊損入院患者数は2,600名を超え、生活に必要な福祉用具の開発や住環境整備支援を行う医用工学研究室も含めた多職種のチーム医療により早期の社会復帰支援を目指し、社会復帰率は80%を超えてています。

また、外傷以外の脊椎脊髄疾患（変性疾患、脊柱変形、脊椎脊髄腫瘍等）の手術も年間700例以上行うなど、広く脊椎脊髄外科の専門的医療機関でもあります。



ヘリコプターによる患者搬送

北海道せき損センター

北海道せき損センターは、脊髄損傷に対する手術治療、術後リハビリテーションさらに社会復帰までをトータルとして最先端の脊損医療を行う、専門医療施設です。

当センターは、平成28年10月に北海道中央労災病院せき損センター（平成20年に美唄労災病院から改編）を改組して設置され、北海道唯一のせき損センターとして北海道各地から多くの脊損患者がドクターヘリや救急車で搬送されています。



ドクターヘリ

また、脊損医療に関する先端的研究に取り組むとともに、脊損医療に関する各種セミナーを開催するなど、脊損医療の向上と脊損医療に携わる人材の育成に努めています。

医用工学研究室による研究開発品

せき損式スライディングボード



特許 意匠権出願中

ドライバーズクッション（市販品）



車いすユーザーのための自動車用クッション。自動車シートの体圧分散性向上に加え、乗り込み時にできるボディへのキズや自動車シートの汚れ、砂や小石の車内への落下を防止。

歩行介助ロボット（共同開発品）



中心性脊髄損傷による不全麻痺者を対象とした、歩行訓練における姿勢保持支援や転倒を防止するための装置。アシスト歩行など歩行訓練シリーズとしてロボットを九州産業大学と共に開発。

治療と就労の両立のために

近年、労働者の有所見率や強い不安・悩みストレスを感じる労働者の割合は上昇傾向にあり、これまでの労働災害や職業病に代わって、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、ストレス性疾患等といった労働者の作業や作業環境がその発症や症状の増悪要因となる作業関連疾患への対応の充実が強く求められています。

また、就労年齢の延長に伴って基礎疾患有する労働者や、これまで就労を継続しての治療などが難しかったがんについても化学療法等の新たな治療法の進歩に相まって治療を受けながら就労する労働者が増加しており、疾病による休業等からの職場復帰や治療と就労の両立支援への取組についても重要な課題とされています。

治療就労両立支援センターと治療就労両立支援部

こうした中、当機構では、これまで労働者予防医療センター及び労働者予防医療部で行ってきた予防医療活動に加え、平成26年4月から、新たに治療と就労の両立支援の取組を開始するため、「労働者予防医療センター」及び「労働者予防医療部」を、それぞれ「治療就労両立支援センター」、「治療就労両立支援部」と改称し、以下の活動に取り組んでいます。

治療就労両立支援事業

労災疾病等医学研究で得られた知見（主治医・看護師・MSW等の知識を持ったコーディネーターの必要性を指摘）に基づき、がんなど全ての病を対象に「治療就労両立支援事業」を実施しています。

両立支援コーディネーターの養成

治療と仕事の両立に向けて、労働者（患者）、主治医、会社・産業医等のコミュニケーションの中心として機能する「両立支援コーディネーター」の養成研修を実施しています。

基礎研修



両立支援を進める上で必要な知識を付与する講義型研修

応用研修



事例検討を中心としたグループワーク型研修

医療機関向けマニュアルの作成及び普及

支援事例の分析・評価を行い、医療機関向けのマニュアルを作成し、労災指定医療機関等への普及を図っています。マニュアルはホームページより無料でダウンロードできます。

URL: <https://www.johas.go.jp/ryoritsumodel/tqid/1047/Default.aspx>

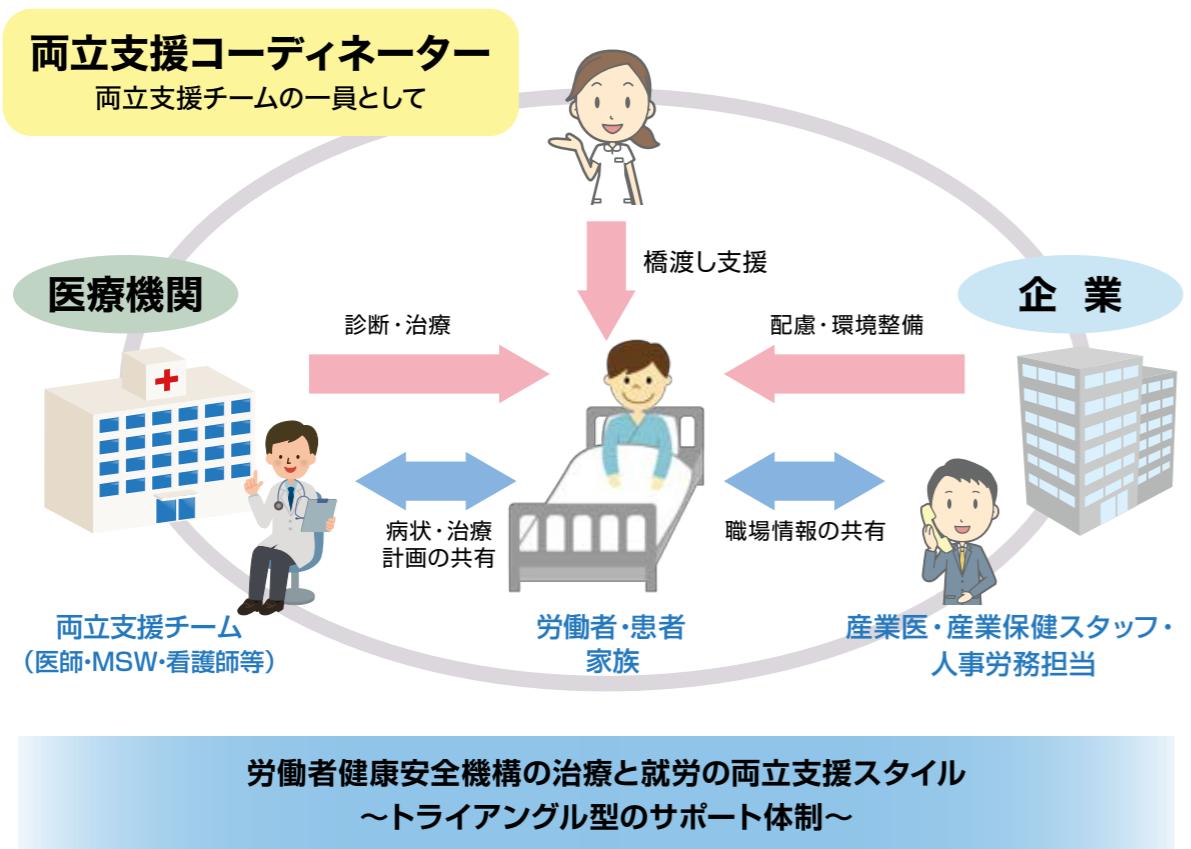


4疾患（がん、糖尿病、脳卒中、メンタルヘルス）分野別マニュアル



支援事例の収集

患者（労働者）等に対して、両立支援コーディネーターを中心とした両立支援チームにより、職場復帰や就労継続に向けた両立支援を行い、事例収集を実施しています。



予防医療モデル事業

勤労者の健康確保を図るため、過労死に係る生活習慣病、勤労女性特有の健康障害等の発症予防及び憎悪の防止に関する予防医療活動を通じて集積した事例の分析・評価等により効果的な予防法・指導法の開発に取り組み、全国の事業場へ普及することを目的としています。

予防法・指導法の例

深夜勤務者のための食生活ブック ～健康をめざすコンビニ食の選び方～

夜勤・交代勤務者は食事の時間が不規則になり、欠食や偏った内容の食事、間食などによっては肥満をはじめとした生活習慣病にもつながることから、夜勤・交代勤務者が食事で気をつけるべき点について、深夜に勤務するタクシー運転手の食事調査報告と併せながらコンビニを活用しながら健康を意識した具体的な食事のとり方を紹介。



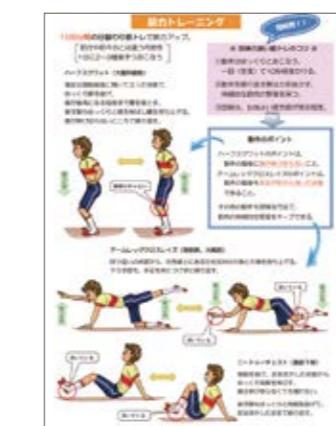
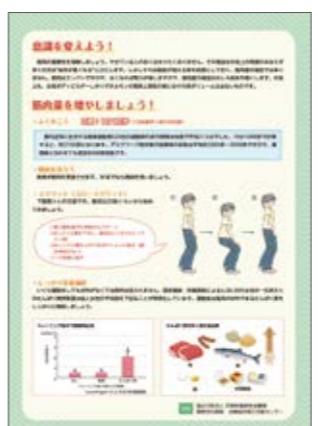
骨の老化を予防する食事 ～美しい骨を作ろう！～

勤労女性の骨粗鬆症予防に対する意識、栄養素摂取状況の調査研究を行った結果、骨粗鬆症予防には、若い頃からの正しい食事や運動習慣を身につけることが大切であり、その予防意識を高めるコツ、栄養素摂取の方法、生活習慣をどのように変えるべきかについて紹介。



～その他運動指導や食事指導についてのリーフレットを掲載しています～

URL: <https://www.johas.go.jp/yobomodel/tqid/987/Default.aspx>



労災疾病に係る高度・専門的医療や モデル医療の研究・開発、普及のために

労災疾病等医学研究

当機構では、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について、時宜に応じた研究に取り組むため、以下の3つの領域の研究を行っています。平成30年7月からは、新たに10テーマの研究を開始しました。

【労災疾病等医学研究（3領域10テーマ）】

職業性疾病等の原因と 診断・治療	労働者の健康支援	労災保険給付に係る決定 等の迅速・適正化
<ul style="list-style-type: none"> ・運動器外傷機能再建 ・職業関連癌 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病 ・メンタルヘルス ・メタボローム ・医療従事者の安全 ・勤労世代肝疾患 ・早期復職 	<ul style="list-style-type: none"> ・じん肺 ・アスベスト

○ 研究テーマ「勤労世代肝疾患」

C型肝炎を主とするウイルス性慢性肝疾患は勤労者世代にも多く発生する疾患です。「インターフェロンフリー治療」という新しい治療法で治療期間が短縮化されているものの、肝炎を発症した勤労者にとっては、その後肝がんを発症しないか、ということが重要な課題です。この研究では、C型慢性肝疾患の患者さんの経過観察を行い、その後の肝発がんや関連因子を検討することで、勤労者の健康支援及び治療と仕事の両立支援につなげます。



○ 研究テーマ「早期復職」

がんの治療には、手術と化学療法が併用されることが多く、それによって末梢神経障害や、筋力低下、運動麻痺を引き起こし、復職が困難となったり、退職を余儀なくされたりするケースもあります。勤労者の早期復職には、食事での効率的な蛋白質摂取及び運動療法が有効と考えられることから、がん手術後に蛋白質を摂取した患者さんと摂取しなかった患者さんを比較検討することで、早期復職につながる最適な蛋白摂取による食事療法と運動療法の確立を目指します。



いずれの研究も、働き方改革の重要なテーマである「治療と仕事の両立支援」に資する研究として期待されています。



労災疾病等
医学研究普及サイト
労災疾病等
医学研究の概要、研究成果等については、
URL又はQRコードで閲覧することができます。
<https://www.research.johas.go.jp/>



労働災害や職業性疾病を 防止するために

労働安全衛生総合研究所では、職場における労働者の安全と健康を確保するため、理学、工学、医学、健康科学等様々な観点から総合的・専門的な調査及び研究を行っています。

調査・研究の成果は、労働安全衛生関係法令の制定・改正、構造規格・技術基準やJIS等の策定作業等への参画等に反映されています。

また、成果を事業場の安全衛生の確保に役立てていただけるように積極的に普及・広報活動を行っています。

労働災害を防止するための研究の実施

当研究所では、以下の分野を重点として労働者の安全と健康を確保する研究を行っています。

【重点研究領域】

○ 産業社会の変化により生じる労働安全衛生の課題に関する研究

職場のストレス、長時間労働及び交替制勤務等が過労死やメンタルヘルスなどの健康に及ぼす影響について分析し、その予防に関する研究を実施しています。また、技術革新等により新たに産業現場で取り扱われるナノ・マテリアルなどの新材料や新技術に起因する労働災害に対する予防的対応に関する研究を実施しています。

○ 産業現場における危険・有害性に関する研究

労働災害の多発している機械設備、作業、起因物質等に着目し、墜落災害、爆発災害、化学物質によるがん、熱中症、腰痛などの現場における危険・有害性について分析し、講すべき対策に関する研究を実施しています。

○ 職場のリスク評価とリスク管理に関する研究

職場における危険・有害因子へのばく露評価方法、リスク評価法等の確立や、リスク管理を効果的に実施していくための支援ツールの開発等に関する研究を実施しています。

実験装置、研究の例



「粉体貯蔵槽における静電気危険性の研究に使用する
実規模実験装置」



「透明なパイプを伝ばする火炎が金網部で消える様子」



「介護労働者の腰痛予防のための負担軽減の評価」



「ナノ粒子エアロゾル発生装置」

災害調査の実施

化学プラントの爆発火災災害や化学物質によるがんなどの発生メカニズムが複雑な労働災害やトンネル工事での水没事故など重大な労働災害の原因調査を実施し、再発防止対策について提案を行っています。

災害調査の実施例



ジブローダーの折損災害



高速道路耐久性向上工事鉛中毒災害

国際連携の推進

研究協力協定

米国国立労働安全衛生研究所(NIOSH US)、英国安全衛生研究所(HSL)、韓国労働安全衛生研究院(OSHRI)、マレーシア国立労働安全衛生研究所(NIOSH Malaysia)など各国の研究機関や大学と研究協力協定を締結し、国際的な共同研究、最新の情報交換、研究協力を推進しています。

国際会議への参加・シンポジウムの開催

欧州を中心とした労働安全衛生機関の連絡会議である Sheffield Group Meetingへの参加、国際シンポジウム等の開催、海外からの研修生の受け入れ等を通して、最先端の海外情報の収集、情報交換、国際貢献を推進しています。

WHO労働衛生協力センター

世界保健機関(WHO)から労働衛生協力センターの指定を受け、WHOの活動に貢献しています。

広報活動

広報活動

研究成果の学会での発表はもとより、「年報」、「特別研究報告」、「技術資料」、「技術指針」などの各種刊行物を発行するほか、和文の学術論文誌「労働安全衛生研究」、英文の国際学術論文誌「Industrial Health」を発行しています。

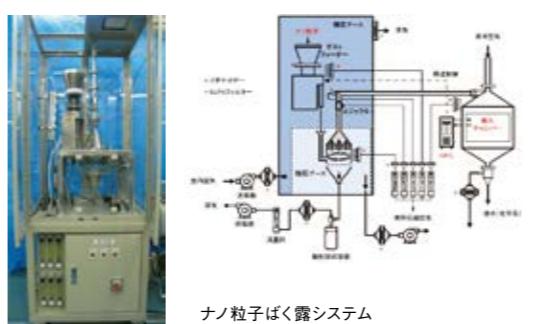
広く関係者による災害防止の参考に資するために、ホームページやメールマガジン「安衛研ニュース」、安全衛生技術講演会等による広報活動を行っています。

職業がんから勤労者を守るために

GLPに対応した信頼性の高い試験を

労働現場で使用されている化学物質は、約6万を数え、さらに毎年数百の新規化学物質が製造され、様々な産業で使用されています。これらの化学物質の中には、職業がんを始め重篤な健康障害を引き起こす原因となる物質があります。このため、国は、新たに開発された化学物質についてはそれが労働現場で使用される前に有害性を調査することを事業者に義務づけ、既存の化学物質についても国自らが有害性の調査を実施することとしています。これに伴い、既存化学物質の有害性、特に発がん性調査を実施するために、また、事業者の行う有害性調査を強力に支援するために国は日本バイオアッセイ研究センターを設置し、その運営は平成28年度より当機構で行っています。

職場環境では、ガス状又はエアロゾル化した化学物質に呼吸を介してばく露される機会が多いため、化学物質の吸入毒性を知ることが非常に重要です。当センターの特徴は、作業者のばく露形態に合わせた吸入ばく露試験を実施できる試験装置と技術を有する国内外でも類を見ない施設だということです。最近では、独自に開発したナノ粒子ばく露装置を用いた吸入発がん性試験や迅速に化学物質の発がん性検索が可能なラットを用いた中期発がん性試験も実施しています。



ナノ粒子ばく露システム



ラット用長期吸入チャンバー



日本バイオアッセイ研究センター全景

当センターでは、これまで50余りの化学物質の発がん性試験を実施し、その成果はWHOなどの国際的な機関からも高く評価されています。また、微生物を用いた変異原性試験、ほ乳類の培養細胞を用いる染色体異常試験およびげっ歯類動物を用いる小核試験等も行っています。これらの試験においても、ガス状物質や揮発性物質の有効なばく露技術を開発し、国及び民間からの試験委託に応じています。

当センターで実施する各種試験は、優良試験所指針(Good Laboratory Practice : GLP)に対応して行われています。

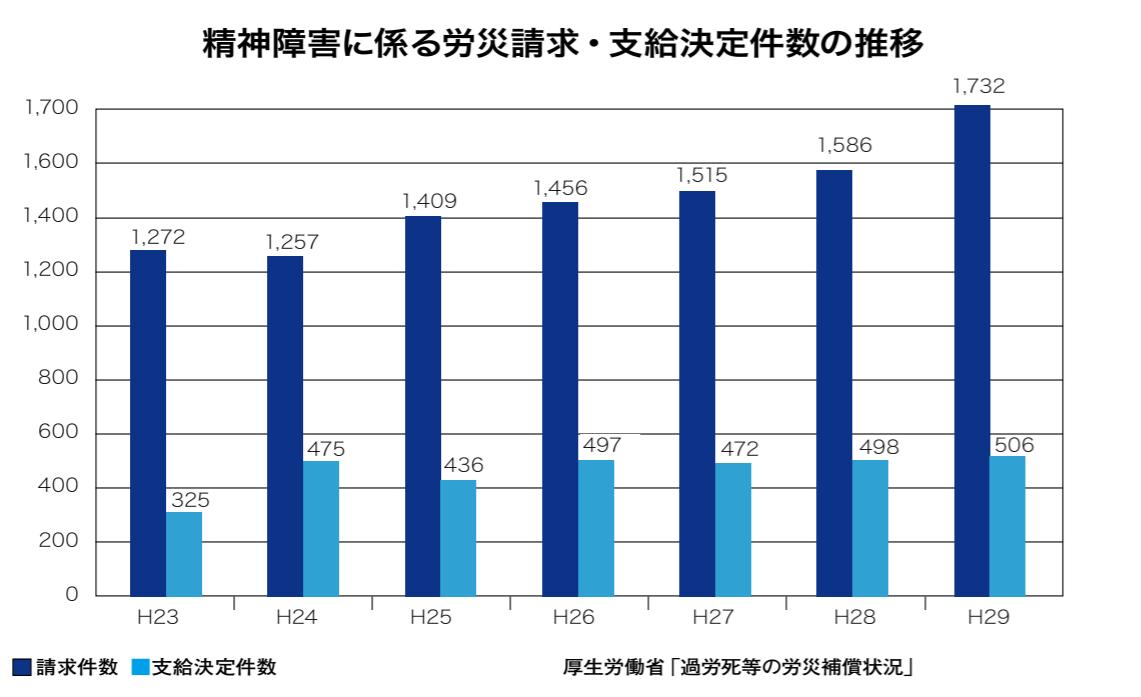
当センターで実施する各種試験は、優良試験所指針(Good Laboratory Practice : GLP)に対応して行われています。

健康で安心して働く 職場づくりを支援するために

劳働者の健康問題の多様化、働き方改革

過労死やメンタルヘルス不調が社会問題としてクローズアップされる中で、政府が策定した働き方改革実行計画を踏まえ、長時間労働者の健康確保対策やメンタルヘルス対策、傷病を抱える労働者が治療を続けながら働く環境の整備に取り組むことが求められています。

このような背景を踏まえ、メンタルヘルス対策や法令に基づくストレスチェック制度の推進、労働者の健康確保対策をはじめとする事業者の産業保健活動の支援に取り組んでいます。さらに、疾病を抱える労働者に対して治療と仕事の両立への取組支援を行っています。



産業保健総合支援センターと地域産業保健センター

全国 47 都道府県に産業保健総合支援センターを設置し、事業場で産業保健活動に携わる産業医、保健師、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者の方などを支援しています。

また、産業保健総合支援センターの地域窓口として、概ね労働基準監督署管轄区域毎に地域産業保健センターを設置し、労働者数 50 人未満の小規模事業場やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

産業保健総合支援センターの活動

労災病院／治療・就労両立支援センター

労災医療に関する臨床面での専門的知見及び事例、復職・両立支援モデル事業の成果の積極的活用

連携

産業保健総合支援センター

地域窓口

- ① 産業保健に関する実践的・専門的な研修・セミナー
- ② 産業保健に関する相談対応
- ③ メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- ④ 治療と仕事の両立支援
- ⑤ 情報の提供、広報啓発
- ⑥ 小規模事業場等に対する相談・支援(地域窓口)

協力

都道府県医師会
都市区医師会

連携

都道府県労働局

連携

労使団体
労働基準協会等

各種支援・
サービスの
提供

健
康
の
確
保

労 働 者

産業保健総合支援センターで提供しているサービス(産業保健スタッフ向けサービス等)

産業保健関係者に対する専門的研修

産業医、保健師、看護師、衛生管理者の方などを対象として、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。



産業保健研修会の様子



実地研修

産業保健関係者からの専門的相談への対応

産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令等に豊富な知識や経験を有する専門スタッフが、産業保健に関する様々な疑問や問題について、窓口、電話、メール等でご相談に応じ、解決方法を助言しています。また、事業場の状況に応じた専門的な支援が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談も実施しています。



個室での相談風景

治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立を支援するため、社会保険労務士や保健師などの専門のスタッフが、両立支援に関する研修・セミナー、事業者やがん等の患者（労働者）からの相談対応、事業者への個別訪問支援及び患者（労働者）と事業場の個別調整支援を実施しています。また、労災病院やがん拠点病院等の医療機関と連携して、両立支援のための相談窓口を開設しています。

メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援

メンタルヘルス対策に精通した専門スタッフが中小規模事業場に訪問し、ストレスチェック制度の導入を含めた職場のメンタルヘルス対策推進のための支援を行います。また、管理監督者や若年労働者を対象としたメンタルヘルス教育も実施しています。

産業保健活動促進のための助成

事業場における産業保健活動を促進するための各種産業保健関係助成金（ストレスチェック助成金、心の健康づくり計画助成金、小規模事業場産業医活動助成金等）を支給しています。

産業保健総合支援センター全国統一ダイヤル

全国共通の電話番号で、最寄りの産業保健総合支援センターに着信するナビダイヤルを設置しています。

 サンボラシロウ
0570-038046

地域産業保健センターで提供しているサービス（小規模事業場向けサービス）

労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談（地域窓口）

健康診断で、脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対して、医師又は保健師が日常生活面での指導や健康管理に関する情報提供などを行うほか、労働者の健康管理に関し広く相談を受け付けます。

また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師又は保健師が相談・指導を行います。

健康診断の結果についての医師からの意見聴取（地域窓口）

健康診断で、異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、事業主が医師から意見を聞くことができます。

長時間労働者や高ストレス者に対する面接指導（地域窓口）

時間外労働が長時間に及ぶ労働者やストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に対し、医師が面接指導を行います。

個別訪問による産業保健指導の実施（地域窓口）

医師、保健師又は労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。

産業保健情報の提供

産業保健総合支援センターでは、ホームページ、メールマガジン、情報誌『産業保健21』等を通じて、産業保健に関する最新かつ有用な情報を提供しています。

情報提供サービスの詳細やメールマガジンの登録は、各産業保健総合支援センターのホームページ（当機構のホームページからのリンク有）をご覧ください。

当機構のホームページで情報誌『産業保健21』のバックナンバーの閲覧と検索ができます。

URL:<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/johoteikyo/tqid/128/Default.aspx>



産業保健調査研究

産業保健総合支援センターでは、地域の産業保健活動の活性化に役立つ調査研究を実施しています。この調査研究の成果は、毎年機構本部が開催する「産業保健調査研究発表会」において発表するとともに、産業保健総合支援センターが実施する研修会の資料等として活用しています。

当機構のホームページに産業保健調査研究の抄録及び資料を掲載しています。



産業保健調査研究発表会の様子

URL:https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sanpo_chosa/tqid/334/Default.aspx

働く人々の安心と福祉の向上のために

『未払賃金の立替払事業』

労働者とその家族の生活の安全を図る国のセーフティネットとしての未払賃金立替払制度

未払賃金の立替払制度は、企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職した労働者に対し、「賃金の支払の確保等に関する法律」に基づいて、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払する制度です。

当機構が本制度を実施し、立替払を行ったときは、その立替払金に相当する額について労働者の承諾を得て賃金請求権を代位取得し、事業主等に求償しています。

昭和 51 年(1976 年)に本制度が創設されて以来、平成 30 年 3 月までの間に、約 122 万人に対し、総額約 5,112 億円の立替払を行っています。

平成 29 年度における立替払支給者数は 22,458 人、立替払額は 87 億円です。

未払賃金立替払制度の概要

1 事業主に係る要件

- ① 労災保険の適用事業の事業主であり、かつ、
1年以上事業を実施していること
- ② 倒産していること
イ 法律上の倒産（裁判所による）

- ・破産手続開始の決定がされていること（破産法）
- ・特別清算手続開始の命令がされていること（会社法）
- ・再生手続開始の決定がされていること（民事再生法）
- ・更生手続開始の決定がされていること（会社更生法）

口 事業上の倒産（中小企業事業主のみ）

- （労働基準監督署長の認定）
- ・事業活動停止しており、再開見込み・賃金支払能力がないこと

- ※ 中小企業事業主とは、以下のいずれかに該当する事業主をいう
- ・資本金の額等が3億円以下又は労働者数が300人以下で、以下の業種以外の業種
 - ・資本金の額等が1億円以下又は労働者数が100人以下の卸売業
 - ・資本金の額等が5千万円以下又は労働者数が100人以下のサービス業
 - ・資本金の額等が5千万円以下又は労働者数が50人以下の小売業

2 労働者に係る要件

- ① 破産手続開始等の申立ての6か月前の日から2年間に退職していること
- ② 未払賃金額等について、破産管財人等が証明
(事実上の倒産の場合には、労働基準監督署長が確認)
- ③ 破産手続開始の決定等の日の翌日から2年以内に立替払請求

○ 立替払の対象となる賃金

退職日の6か月前から請求日の前日までに支払期日が到来している未払賃金（定期給与と退職金（ボーナスは含まず）ただし、総額2万円未満のときは対象外。）

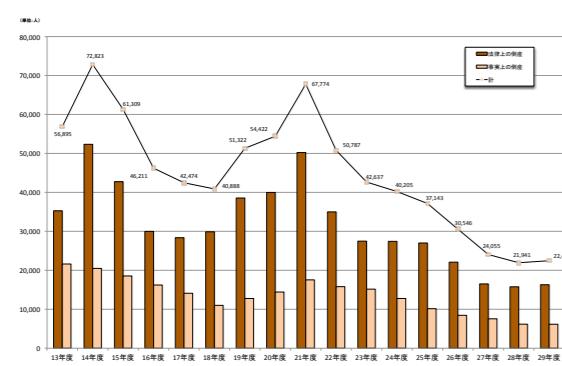
○ 立替払の額

未払賃金総額の8割（限度あり）

退職日における年齢	未払賃金総額の限度額	立替払の上限額
45歳以上	370万円	296万円 (370万円×0.8)
30歳以上45歳未満	220万円	176万円 (220万円×0.8)
30歳未満	110万円	88万円 (110万円×0.8)

例) 退職日に35歳で未払賃金が200万円の場合は、立替払額 160万円
300万円 // 176万円

立替払支給者数の推移（平成13～29年度）



未払賃金立替払制度研修会の様子／各裁判所、各弁護士会等のご協力を得ながら、弁護士等の方々に未払賃金立替払制度について研修会を行っています。

被災労働者や遺族に対する援護事業

『産業殉職者を慰靈するため』

高尾みころも霊堂

高尾みころも霊堂は、産業災害により殉職された方々の尊い御靈をお慰めするため、労働者健康安全機構（旧 労働福祉事業団）が、昭和 47 年に労災保険法施行 20 周年を記念して建立したものです。開堂以来、毎年、遺族をはじめ政財界、労働団体の代表等をお招きし、産業殉職者合祀慰靈式を挙行するほか、多彩な行事を催し、御靈をお慰めしております。

現在、この霊堂には、昭和 22 年以来平成 29 年度末までの間に産業災害により殉職された 260,794 名の方々の御靈簿が奉安されております。



高尾みころも霊堂

産業殉職者合祀慰靈式

平成 30 年 10 月 10 日（水）、東京都八王子市の高尾みころも霊堂において、「平成 30 年産業殉職者合祀慰靈式」が執り行われました。

産業殉職者合祀慰靈式は、労働災害により不幸にして亡くなられた方々の御靈を奉安し、安全な職場環境の実現を御靈の前で誓う式典であり、毎年秋に開催され、今年で 47 回目となります。

慰靈式には、御遺族、厚生労働大臣（代理 厚生労働審議官）、労働団体、経済団体、労働災害防止団体の各代表など大勢の方が参列され、厳粛な雰囲気の中で御靈を慰靈申し上げました。



産業殉職者の靈位を奉安



遺族総代表による御靈簿の奉上

◎労災病院

北海道中央	〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5	(0126)22-1300
釧路	〒085-8533 北海道釧路市中園町13-23	(0154)22-7191
青森	〒031-8551 青森県八戸市大字白銀町字南ヶ丘1	(0178)33-1551
東北	〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21	(022)275-1111
秋田	〒018-5604 秋田県大館市軽井沢字下岱30	(0186)52-3131
福島	〒973-8403 福島県いわき市内郷綴町沼尻3	(0246)26-1111
千葉	〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-13-2	(0436)75-0542
横浜	〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211	(045)474-6570
中部	〒455-0018 愛知県名古屋市港区港明1-10-5	(052)652-3775
大阪	〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1180-15	(072)252-2725
関西	〒660-0064 兵庫県尼崎市福葉荘3-1-69	(06)6419-2177
岡山	〒702-8055 岡山県岡山市南区築港緑町1-10-25	(086)261-8180
熊本	〒866-0826 熊本県八代市竹原町1517-2	(0965)33-2009

◎看護専門学校

釧路	〒085-0052 北海道釧路市中園町13-38	(0154)25-9817
東北	〒981-0911 宮城県仙台市青葉区台原4-6-10	(022)233-0617
千葉	〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-13-2	(0436)75-0542
横浜	〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211	(045)474-6570
中部	〒455-0018 愛知県名古屋市港区港明1-10-5	(052)652-3775
大阪	〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1180-15	(072)252-2725
関西	〒660-0064 兵庫県尼崎市福葉荘3-1-69	(06)6419-2177
岡山	〒702-8055 岡山県岡山市南区築港緑町1-10-25	(086)261-8180
熊本	〒866-0826 熊本県八代市竹原町1517-2	(0965)33-2009

◎産業保健総合支援センター

北海道	〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西7-1	(011)242-7701
青森	〒030-0862 青森県青森市古川2-20-3	(017)731-3661
岩手	〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1	(019)621-5366
宮城	〒980-6015 宮城県仙台市青葉区中央4-6-1	(022)267-4229
秋田	〒010-0874 秋田県秋田市千秋久保田町6-6	(018)884-7771
山形	〒990-0047 山形県山形市旅篭町3-1-4	(023)624-5188
福島	〒960-8031 福島県福島市栄町6-6	(024)526-0526
茨城	〒310-0021 茨城県水戸市南町3-4-10	(029)300-1221
栃木	〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り1-4-24	(028)643-0685
群馬	〒371-0022 群馬県前橋市千代田町1-7-4	(027)233-0026
埼玉	〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-5-19	(048)829-2661
千葉	〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央3-3-8	(043)202-3639
東京	〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14	(03)5211-4480
神奈川	〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1	(045)410-1160
新潟	〒951-8055 新潟県新潟市中央区礎町通二ノ町2077	(025)227-4411
富山	〒930-0856 富山県富山市牛島新町5-5	(076)444-6866
石川	〒920-0031 石川県金沢市広岡3-1-1	(076)265-3888
福井	〒910-0006 福井県福井市中央1-3-1	(0776)27-6395
山梨	〒400-0047 山梨県甲府市徳行5-13-5	(055)220-7020
長野	〒380-0935 長野県長野市中御所1-16-11	(026)225-8533
岐阜	〒500-8844 岐阜県岐阜市吉野町6-16	(058)263-2311
静岡	〒420-0034 静岡県静岡市葵区常磐町2-13-1	(054)205-0111
愛知	〒460-0004 愛知県名古屋市中区新栄町2-13	(052)950-5375
三重	〒514-0003 三重県津市桜橋2-191-4	(059)213-0711
滋賀	〒520-0047 滋賀県大津市浜大津1-2-22	(077)510-0770
京都	〒604-8186 京都府京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町361-1	(075)212-2600
大阪	〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2-5-3	(06)6944-1191
兵庫	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-20	(078)230-0283
奈良	〒630-8115 奈良県奈良市大宮町1-1-32	(0742)25-3100
和歌山	〒640-8137 和歌山県和歌山市吹上2-1-22	(073)421-8990
鳥取	〒680-0846 鳥取県鳥取市扇町115-1	(0857)25-3431
島根	〒690-0003 島根県松江市朝日町477-17	(0852)59-5801

◎治療就労両立支援センター(労災病院内)

北海道中央	〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5	(0126)22-1300
東北	〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21	(022)275-1085
東京	〒143-0013 東京都大田区大森南4-13-21	(03)3742-7301
関東	〒211-8511 兵庫県尼崎市福葉荘3-1-69	(06)6416-1221
神戸	〒651-0053 兵庫県神戸市中央区籠池通4-1-23	(078)231-5901
和歌山	〒640-8505 和歌山県和歌山市木ノ本93-1	(073)451-3181
山陰	〒683-8605 鳥取県米子市皆生新田1-8-1	(0859)33-8181
岡山	〒702-8055 岡山県岡山市南区築港緑町1-10-25	(086)262-0131
中国	〒737-0193 広島県吳市広多賀1-5-1	(0823)72-7171
山口	〒756-0095 山口県山陽小野田市大字小野田1315-4	(0836)83-2881
香川	〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1	(0877)23-3111
愛媛	〒792-8550 愛媛県新居浜市南小松原町13-27	(0897)33-6191
九州	〒800-0296 福岡県北九州市小倉南区曾根北町1-1	(093)471-1121
九州・門司 メディカルセンター	〒801-8502 福岡県北九州市門司区東港町3-1	(093)331-3461
長崎	〒857-0134 長崎県佐世保市瀬戸越2-12-5	(0956)49-2191
熊本	〒866-8533 熊本県八代市竹原町1670	(0965)33-4151

◎労災疾病研究センター

アスペスト疾患研究 研修センター	〒702-8055 岡山県岡山市南区築港緑町1-10-25	(086)283-0055
---------------------	----------------------------------	---------------

◎労働安全衛生総合研究所

清瀬地区	〒204-0024 東京都清瀬市梅園1-4-6	(042)491-4512
登戸地区	〒214-8585 神奈川県秦野市平沢2445	(044)865-6111

◎日本バイオアッセイ研究センター

〒257-0015 神奈川県秦野市平沢2445	(0463)82-3911
----------------------------	---------------

◎納骨堂

高尾みどりの靈廟	〒193-0941 東京都八王子市狭間町1992	(042)663-3931
----------	-----------------------------	---------------



労働者健康安全機構 公式ホームページ

<https://www.johas.go.jp>



独立行政法人 労働者健康安全機構

〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号

TEL.044-431-8621

2019.04.01